

『サロン活動助成事業』における留意事項

サロン助成金を申請・報告いただく際に、下記の留意事項にご注意ください。

《対象事業について》

おおむね65歳以上の高齢者や、障がい者を対象とした居場所づくり、介護予防、生きがいづくりを目的に開催する“サロン”が「サロン活動助成」の対象事業です。

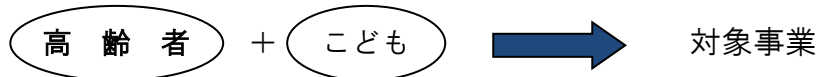
自治会や老人会等が主催の行事（夏祭り、地藏盆、運動会、防災訓練、清掃活動など）は助成の対象事業となりません。

また、市の敬老会事業補助金を受けられている事業についても対象事業にはなりません。

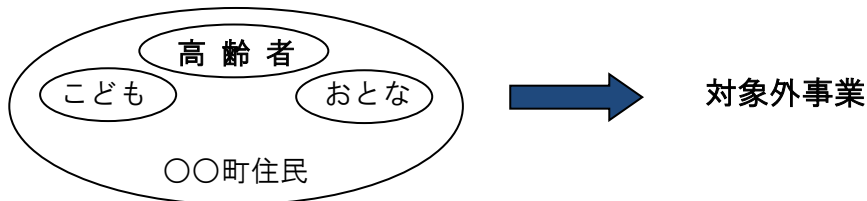
[例1：第〇回ふれあいサロン（内容：茶話会）]



[例2：第〇回いきいきサロン（内容：レクリエーションで世代間の交流）]



[例3：〇〇町夏まつり]



※対象者(65歳以上の高齢者や障がい者)の参加が、毎回おおむね5人を下回る活動は申請いただけません。

《開催回数について》

年間6回以上開催するサロン活動に助成します。

但し、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、年間6回以上活動することができないと認められる場合、年間6回未満の開催であっても開催した回数に応じて助成の対象とします。

《経費について》

サロン活動に係る費用が対象です。但し、アルコール類は対象外です。

また、運営スタッフの人件費についても対象外です。

《年度途中の申請について》

年度途中に新規立ち上げのサロンなどで、助成の申請をされる場合、2カ月に1回程度を目安に開催される活動について、申請を受付いたします。

《領収書について》

助成金額分の領収書（レシートも可）（写し）を添付してください。

領収書は、サロン運営に係る領収書を添付してください。助成金はサロン備品購入等に充当いただくことも可能です。

領収書には但し書きを記入してもらってください。領収書のないものについては、支払証明書を作成し、証明者が押印してください。

《助成金の精算》

下記例のような場合、実績に基づいて、年間限度額50,000円の範囲内で、精算（返還または追金）を行います。

[例1]開催回数に変更（増えたまたは減った）となった

[例2]サロンそのものが実施できなくなった

[例3]事業費総額が助成額に満たない

※年間開催回数が当初計画に満たないことが予想される場合、東近江市社会福祉協議会に事前にご相談ください。

★申請および報告書類の作成などにあたって、ご不明な点は東近江市社会福祉協議会窓口にお問い合わせください。